



11月8日の(土)午後、日本基督教団・代田教会で、代田・九条の会の6周年のつどいが開かれ、50余名が参加しました。

この7月1日に安倍政権は閣議決定で憲法解釈を変えて「集団的自衛権行使を容認する」という暴挙を行い、日本を「戦争する国」に変えようとしています。私達はこれに対して断固として憲法九条を守る運動を続け、強めていかなければなりません。

この決意表明の場としてもこのつどいの開催の意義は大きいものがあります。

最初に代田教会・伝道師の妻 在伊(べ・ジェイ)さんが挨拶をされた。

代田・九条の会の野間口 至代表が、資料にもとづいてこの1年間の活動報告と来年の方針のあらましを報告しました。今年度の活動で、特筆すべきこととして、当会が10月25日に下北沢駅付近で街頭行動を行ったことを報告しました。

ついで、大田・目黒・品川などで活動している南部合唱団(11名)の合唱をギター伴奏で聞きました。「日本国憲法第9条」は、後ろに文面をかかげての合唱でした。「沖縄を返せ」は、16日の沖縄県知事選挙の勝利を祈っての、元気あふれる大合唱となり、会場の雰囲気は大いに盛り上げました。

青井 未帆・学習院大学大学院教授は、「憲法九条はいまどうなっているのか」の演題でレジメに沿って講演された。まず、憲法9条は現在もみくちやにされており、我々は全力を挙げてこれに対抗していかなければならないと前置きされた。集団的自衛権行使容認の閣議決定の前に、昨年、特定秘密保護法や日本版 NSC(安全保障会議)設置法が国会に上程されたが、法律案の作成過程も明らかにされず、情報が徹底的に管理されて国会審議が形が化し、極めて乱暴な国会運営が行われていた、ということが重要である、と指摘された。そして、いつの間にか「平和主義」とか「文民コントロール」と言った言葉の解釈がどんどん変わっていく。私たちの自由がいつの間にか束縛されるようになってくる。このような動きを最も警戒しなくてはならない、と結ばれた。

講演の後、会場から活発な意見と質問が出され討論されました。

高岡 岑郷さんは、閉会の挨拶で、10月2日付の産経新聞の記事を紹介された。改憲勢力が櫻井よしこ氏らを代表とする「美しい日本の憲法をつくる国民の会」の設立総会を10月1日に開催したという報道でした。その会に来賓で出席した衛藤・首相補佐官は「安倍内閣は憲法改正のために成立した。最後のスイッチがおされる時が来た」と激励し、氣勢をあげたとのこと。改憲勢力の側が、九条の会の草の根運動に対抗して、都道府県ごとに会を作っていくという「草の根保守運動」に乗り出して来ようとしていると指摘された。まさに憲法をめぐる草の根での勝負が始まった、ということであったと思います。九条の会の11月24日(月・振替休日)の安倍内閣の改憲暴走を許さない「日比谷集会と銀座パレード」への参加を呼びかけました。また、世田谷九条の会は、12月14日(日)世田谷区民会館で設立9周年のつどいを計画しているのでぜひ多くの方が参加されるように訴えて閉会の辞とされた。(代田5丁目・野間口 至)

### 危険な「美しい日本の憲法をつくる国民の会」の動き

上の記事でも紹介しましたが、「憲法改正を実現する1000万人ネットワーク」と題したホームページを立ち上げ、活動を強めてきました。今後の活動の重点を「平成28年に実施される予定の参議院選挙で『憲法改正国民投票』の実現を目指す」としています。Q&Aでは、改正の必要な点として前文「元首」「9条」などについて考え方を記しています。中身は自民党の憲法草案に近いもので、非常に危険だと思います。(参考：<https://kenpou1000.org/>)

草の根レベルで、粘り強い運動により押し返していくことが大事だと思います。

# アンケートから (ご協力ありがとうございました)

## 1 南部合唱団の合唱について

- ・力強かった
- ・熱意が伝わる歌い方、うれしく思いました。
- ・少ない人数で大音量。高音部の伸びもありよかったです。
- ・久しぶりで合唱を生で聞けてとてもよかったです。美しく、力強く、少ないメンバーですばらしい。
- ・素敵なハーモニーでした。
- ・手作り感がよかったです。ほのぼのとして…。日本国憲法9条の歌も素敵。



南部合唱団

## 2 青井 未帆さんの講演について

- ・少し難しいところもあったが、9条を大切に、決して変えずに…は伝わってきました。
- ・わかりやすく、私個人に問う適切なお話有難うございました。
- ・言葉が変わって内容を知らない内に変化させられる、という細かい説明はもっと知らなければならぬと思った。
- ・気が付かない、わからない人々がほとんどだという状況をどう変えられるのか
- ・静かな語り口に静かな闘志が感じられ、私もまた一歩ずつ、と思いながら帰ります。
- ・国家と国民(市民)の立場は表裏一体。市民がいかに国家に洗脳(オームのように)されないようにしたいと思いました。
- ・分りやすさより平和を望みます。
- ・法律家らしく論理の話、根拠の上に立った話で、とてもよかったです。政府がなじみのある言葉を使って中身を変える手法に警戒しなければならぬと感じた。
- ・すばらしい講演をありがとうございました。改めてもう少し勉強してみたいと思いました。先生のような若い方に、今の若者に対していろいろ話していただきたいと思います。
- ・大変勉強に、また参考になりました。広く深く考えさせられました。



講演をする青井未帆さん

## 3 今日の集い全体について、ご感想・ご意見など

- ・とても中身が豊かだった。
- ・この会場を利用したことはよかったです。宗教の閉鎖性のようなものを開いて、大切なことが一緒に考えられるきっかけになりますように。
- ・マイクの使い方が弱い
- ・入り口で迷いました
- ・ふさわしい講師に来ていただき有意義な会でした。
- ・代田にこんな力強い人たちがいるということを知り感動しました。



代田教会の裴 在伊 (ベ・ジェイ) 伝道師

写真撮影:代田5丁目 小澤 満吉

## 4 九条の会の取り組みについての希望や提案など、

- ・今のところ、参加しているだけですが、何かできることがあれば。
- ・もっと人数が多いと思った。高齢者ばかりで若い人へのアピールを考えないといけない
- ・今日のような会をまた企画してください。
- ・今まではノンポリでしたが、この状況に重い腰をちょっと浮かせたところです。

## 5 その他 (何でも結構です)

- ・講演中の私語は困る
- ・小学生低学年は“戦争はカッコいい!”と“自然”に言います。その誰も戦争を知りません。
- ・政治に対する関心のなさ—選挙の投票率でも、文民コントロールのことなど。本当にお粗末になってしまう。
- ・自分にできることはなんだろうと自問する日々です。平和を守り抜くって大変なことですね。次世代により良い日本を残してゆきたいと思い、集会に参加しています。

## 九条の会 全国統一行動・国会請願署名と宣伝活動

10月25日(土)の午後1時より3時まで「(1) 集団的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回を求め、これに基づく全ての立法や政策に反対する、(2) 憲法第9条を守り、生かすことをもとめる」ことを国会請願するための署名と、「代田・九条の会 6周年のつどい」の宣伝に取り組みました。集団的自衛権行使の是非を問うシール投票も一緒に行いました。

「10月を全国統一行動月間に」との九条の会事務局からの呼びかけを積極的に受け止め、独自の行動も織り交ぜた取り組みでした。

「代田・九条の会」の街頭活動は初めての試みでした。13名の参加者は、新調した「代田・九条の会」の幟を立て、拡声器による署名を訴え、チラシを配り、署名依頼やシール投票などに全力を挙げました。署名は102筆が寄せられ、シール投票は50票で8割が集団的自衛権行使に反対でした。

初めての街頭活動でしたが102筆もの署名を集めることができました。これはひとえに、参加した皆様の奮闘のたまものです。署名を寄せてくれた方々は、「代田・九条の会」の新たな支援者になったともいえます。これを100余も増やしたのも奮闘の成果です。今後、場所を変え、時間を変えて街頭活動に取り組み、署名への賛同者と「代田・九条の会」の支援者を増やすことを続けていきたいと思えます。

シール投票には、高校生を含めて幅広い年代の方々が協力してくれました。世論調査は集団的自衛権反対が5~6割と報じていますが、ここでは反対が8割とそれを上回っていました。若い世代の意向が強く現れたのかもかもしれません。

最後に、今回の活動に妨害があったことを記しておきます。政治的立場が違ふと称する者が表現の自由を侵害し、異論の排除をたくらむ妨害でした。私たちは妨害に抗議し、毅然として署名などに取り組みました。この行動の前で、その者は退去せざるをえませんでした。(代田2丁目・坂本 功)



<下北沢駅付近での請願署名・宣伝活動の様子>

## 集会等の紹介

1 1月24日（月・振替休日） 午後1時～

### 九条の会 集会&パレード

よびかけ人あいさつ

各地・各分野から「月間」の取組報告

朗読劇「非戦を選ぶ演劇人の会」

会場：日比谷公会堂 主催：九条の会

パレード 午後3時出発

代田・九条の会の旗の下

集合：12時45分



1 2月14日（土） 午後1時45分～4時

### 世田谷・九条の会 9周年記念のつどい

講演：「経済の視点からみた憲法の価値

～経済活動は人間の営み～」

浜 矩子 さん（同志社大学大学院教授・世田谷区在住）

合唱：合唱団この灯 「死んだ男の残したものは」ほか

会場：世田谷区民会館・2階集会室 主催：世田谷・九条の会

参加費：一般800円、学生500円

## 日本国憲法

### 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめてみましょう ～

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。  
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。